丸亀市行政改革大綱

平成18年3月

はじめに

本市は、分権社会に対応する新しい地方の時代に向けた自主、自立が可能なまちづくりを目指して、平成 17 年 3 月 22 日に旧丸亀市・綾歌町・飯山町の 1市 2 町が合併し、人口 11 万人の新たな丸亀市としてスタートを切りました。

新市の財政は、景気低迷による市税及び競艇事業収入の減収に加え、国の三位一体改革による地方交付税などの削減により、合併前の予想を大きく上回る歳入不足に直面し、このままの行政運営を続けていけば、近い将来に基金が底をつき、最悪の場合には、財政再建団体への転落も危ぶまれます。

この危機的な財政状況の中、地方分権や少子高齢化など山積する行政課題や 複雑多様化し増大する市民ニーズに的確に対応していくためには、これまでの 事務事業のあり方を見直し、抜本的な改革を進め、効率的な行政システムによ る自治体運営を目指さなくてはなりません。

また、行財政改革の推進については、まちづくり懇談会や市民アンケートなどを通じ多くの市民の皆様が賛意を示され、持続性のある新しいまちづくりへの期待を示されております。

私は、市民の負託に応え市長としての職責を果たしていくためにも、最少の 経費で最大の効果が発揮できる市民本位の市政の実現に向けて、行財政改革を 本市の緊急かつ最重要課題として位置づけ、不退転の決意で取り組んでまいる 所存であります。そして、その基本的な考え方を「丸亀市行政改革大綱」とし てとりまとめ、ここにお示しさせていただきました。

今回の行財政改革の取組にあたりましては、市民の皆様に安定した行政サービスを提供していくため、歳入に見合う自立した財政構造への転換を図り、持続可能な自治の基盤を確立していくことがなにより大切だと考えています。

そのため、これまでの前例や慣例などを払拭したうえで、すべての事務事業 を徹底的に見直し、聖域なき改革を断行して、安全に、安心して暮らせる住み よいまちづくりに取り組んでまいります。

そして、本市の豊かな自然や歴史文化など様々な資源を活用し、中讃地域の中核都市としてふさわしいまちづくりを、市民の皆様と共々に進めていかなければならないと考えております。

丸亀市は今、これまでに経験したことのない最大の難局を迎えております。 この難局を乗り越えるためには、私をはじめ職員一丸となって行財政改革に取り組むのはもちろんのこと、市民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。 皆様方の暖かいご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本大綱の策定にあたりましては、市民の皆様や丸亀市行政改革推進委員会、市議会の皆様方にご意見、ご指導を賜り、誠にありがとうございました。 今後とも変わらぬご支援、ご指導を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

丸亀市長 新 井 哲 二

目 次

	基本的な考え方	1		
	策定の必要性	1 ~	2	
	課題	2 ~	3	
1			_	
2				
3	3 地方分権時代に対応できる行政システムの構築	2		
4	協働システムの構築	3		
5		3		
	重点事項	3 ~	7	
1	— <u> </u>			
	民間委託等の推進			
	指定管理者制度の活用			
	PFI手法の適切な活用			
	地方公営企業等の経営健全化			
	財政的援助団体・関連団体等の経営健全化			
	地方公社の経営健全化			
	地域協働の推進			
2				
3		5		
	定員管理の適正化			
	給与の適正化			
	定員・給与等の状況の公表			
4	福利厚生事業	_	_	
4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		6	
5				
7			7	
′	経費の節減合理化等財政の健全化	,	′	
	補助金等の整理合理化			
	公共工事			
8	· · · · · -	7		
Ŭ		,		
	推進体制等	7 ~	8	
1				
2	2 推進体制	7 ~	8	
	行財政改革推進計画の策定	3		
	用語説明) ~	1	0

基本的な考え方

丸亀市において、合併協議で整った新市の将来像「自然と歴史が調和し、 人が輝く田園文化都市」の実現のため、市民と行政がパートナーシップ意識 を持って、簡素で効率的な地方分権時代に対応できる行政システムの構築に 努め、自主的・主体的に行政改革に取り組み、次世代に継承できるまちづく りを進めていかなければなりません。

さらに、行政改革の目的は、市民にとって真に必要なサービスを最少の経費で、最大の効果が発揮できる市民本位の市政を実現することにあります。これに加え、市民本位の行政を実現するためには、行政のスリム化に止まらず、従来の行政サービスのあり方を見直す必要があります。そのためには、計画的な行政改革の推進と行政のアカウンタビリティ(説明責任)の確保を基本とし、より一層の市民参画を促進し、新たな時代に対応できる行政システムを確立していかなければなりません。

このため市では、「市民との協働による効率的な市政」を目標とし、すべての施策や行政サービスの見直しを行い、新たな時代に対応した行政運営の実現を目指し、中讃の中核都市として、市民の信頼と期待に応える市政を推進していきます。

策定の必要性

本市の財政状況は、長期の景気低迷による税収の減収や競艇事業収益が見込めないなど、極めて厳しい状況にあります。一方、社会経済環境としては少子・高齢化や国の三位一体改革の推進など、地方自治を取り巻く環境は、大きな変革の時代を迎えようとしています。

さらに、地方分権時代に入り、自治体の自己決定権が拡大されていく中で、 市民活動が活発化し、公共・公益活動への市民参加意識が高まっており、市 民と連携・協働して、住みやすい、魅力的なまちづくりを進めていかなけれ ばなりません。そのため、市民の視点に立った市政運営に努め、その成果に ついて、説明責任を果たしていく必要があります。

このような状況を踏まえ、限られた財源のもとで、多様化する行政ニーズに対応していくために、従来の事務・事業全体を見直し、より抜本的な改革を進め、効率的な行政システムによる自治体経営を推進する必要があります。

また、従来からの競艇事業収入に依存した体質を早急に改善し、中長期的な財政健全化を図りながら、引き続き健全な市政運営を維持・発展させるた

めには、経営感覚を高め、より一層の行政改革を推進する必要があります。

そのようなことから、早急に緊急回避策を講じることも念頭に置いた全庁 的な取り組みが求められ、行政改革推進の指針となる行政改革大綱の策定が 必要であります。

そこで、総務省が平成17年3月に公表した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受けて、市民にわかりやすい行政情報を提供し、市民と協働で取り組みながら安定した市民サービスを供給できる協働のシステムの構築が求められております。

このため、変革の時代に対応する行政システムを確立する指針として「丸 亀市行政改革大綱」を策定し、計画的に行政改革を推進していきます。

課題

行政改革の推進にあたっては、次の事項を「行政改革大綱」の課題とし、 改革に取り組んでいくものとします。

1 全庁的な取組

経済的な展望が開けない状況で、行政の活力を得るためには、これまで の行政のあり方と仕組みを見直す必要があります。

このため、各部に「行財政改革推進プロジェクト会議」や庁内横断組織として職員応募による「検討委員会」を設置するなど、全庁的な取組体制を整備し、新たな時代に即応した取組を行うことが必要となります。

2 財政の健全化

「最少の経費で最大の効果をあげる」という原点に立ち返り、コスト意識に基づいて、緊急回避のための手段・手法を駆使して、直面する危機的な財政状況を乗り越え、さらなる事務事業の見直し、歳入の確保や歳出削減など財政の健全化に向けた取組を推進することが求められています。

3 地方分権時代に対応できる行政システムの構築

少子・高齢化の進展、国際化、地方分権の推進、地球環境への配慮等といった課題について、行政全般にわたり、行政経営的な視点から見直しを行い、行政運営の効率化及び行政サービスのより一層の向上を目指し、柔軟かつ弾力的に運用できる行政システムの構築を図ることが求められています。

4 協働システムの構築

まちづくりは行政の責任を前提としながらも、市民、民間企業、行政機関が相互に理解・協力をしながら推進していくものであるため、適正な役割分担、機能分担、費用分担を明確にしながら、パートナーとして協力していく協働システムの構築が求められています。

5 情報提供の推進

行政改革を推進するためには、市民への理解と協力が必要であり、行政 運営にあたり、「公正・公平の確保」と「透明性の向上」を図るため、行政 の持つ情報を積極的に市民に提供、または公開することが求められていま す。

重点事項

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

民間委託等の推進

行政運営の効率化や、市民サービスの向上のため、行政が、今後も 実施すべき業務であるかどうかの視点に立ち、民間委託等の実施が適 当な事務事業については、積極的、計画的に民間委託等を推進します。

指定管理者制度の活用

公の施設の管理運営に関して、「民間ができるもの、民間が行った方が利用者に対するサービス向上が期待できるもの」の調査・検討を行い、「指定管理者制度」の導入により、民間活用を推進していきます。なお、市が直接サービスを実施する場合であっても、経営感覚を取り入れるなどにより、効率的かつ効果的なサービスの実施に努めていきます。

5 PFI手法の適切な活用

公共施設などの建設、維持管理、運営などについて、民間の資金、 経営能力及び技術的能力を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスが提供され、地域経済の活性化に資すると考えられるものについ ては、PFI事業の活用を検討していきます。

地方公営企業等の経営健全化

地方公営企業等については、経費等を節減し、一般会計からの繰り

出し基準を明確にし、過度に依存することのないよう、受益者負担の適正化に努め、経営基盤を強化していきます。

また、中期経営計画を策定するなど、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進します。

特に競艇事業においては、費用対効果の観点から更なる経費削減に 努めるとともに売上向上施策も再検討・実施するなど、健全経営に向 けた経営改善に取り組んでいきます。

本市における地方公営企業等

- ・水道事業
- ・公共下水道事業
- ·特定環境保全公共下水道事業
- ・農業集落排水事業
- ・競艇事業
- ・駐車場整備事業

財政的援助団体・関連団体等の経営健全化

財政的援助団体・関連団体等に対する行政の関与の見直しを行います。

また、経営の合理化、運営の透明性の向上、統廃合等を積極的に推進するとともに、組織機構のスリム化に努めます。

本市における財政的援助団体・関連団体等

- ・財団法人ミモカ美術振興財団
- ・財団法人丸亀市福祉事業団
- · 財団法人丸亀市体育協会
- · 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会
- ・社団法人丸亀市シルバー人材センター
- ・中讃勤労者福祉サービスセンター
- ・有限会社丸亀市水道サービス協会
- ・香川県中部流通センター株式会社

。 地方公社の経営健全化

社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、経営健全化等を一層推進します。

本市における地方公社

・丸亀市土地開発公社

地域協働の推進

今後ますます高度化・多様化する市民ニーズや新たな地域課題に対

応し、持続的に発展を続ける市政を実現するためには、行政とともに 市民の担う役割も大きくなってきています。

これからの市政において、NPO、ボランティア団体、コミュニティ等の市民活動団体との協働は、市民参画のまちづくりを進める上で必要不可欠になってきており、より多くの市民や各種団体が積極的に参加できる仕組みづくりを進め、協働を推進していきます。

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

地方分権の進展など市政を取り巻く環境は変化しており、新たな行政需要や複雑多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、 組織機構を検討していく必要があります。

そのため、事務事業のあり方や手段を見直すなど組織の簡素・合理化や、 従来の縦割り組織では対応しきれない政策課題に弾力的かつ横断的に対応 できる市民にわかりやすい組織にしていきます。

3 定員管理及び給与の適正化等

定員管理の適正化

定員管理にあたっては、合併の効果を生かし、また、事務事業の見直 しや民間委託等の推進により、定員の縮減を行い、「定員適正化計画」を 策定し、定員管理の適正化に努めます。

給与の適正化

職員の給与については、適正化に努めます。

また、人件費総額の削減に向けて検討してまいります。

定員・給与等の状況の公表

職員の定員・給与等の公表に際しては、「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、また、市民が理解しやすいように工夫をこらし、積極的に公表します。

福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業について、事業内容の効果及び妥当性について、市民の理解が得られるよう、適正に事業を実施します。

4 人材育成の推進

地方分権の推進により、多様化する市民ニーズの変化に柔軟かつ的確に

対応できる職員を育成するため、「人材育成に関する基本方針」を策定し、 職員研修を充実し、総合的な人材育成に努めていきます。

5 公正の確保と透明性の向上

地方分権の推進に伴う、地方公共団体の自己決定権の拡大に対応するとともに、行政の公正を確保し、透明性の向上を図るため情報公開条例の活用や、市民参画手法の確立などにより、市民が広く情報に接することができるように努めます。

6 電子自治体の推進

国、県、市町村間の総合行政ネットワーク(LGWAN)の参加、住民基本台帳カード、公的個人認証サービス、行政情報の電子的提供、申請・届出手続の電子化や庁内ネットワークなどの取組を進めるとともに、セキュリティの確保に十分留意しながら、行政サービスの向上及び行政事務の効率化を推進していきます。

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

経費の節減合理化等財政の健全化

全庁的に事務事業の見直しを行い、実施すべき事業の必要性や費用対効果など総合的な観点からの見直しを図り、整理合理化に努めます。

そのため、「財政健全化計画」に基づき、市税等の歳入の確保に努める とともに、将来を見据えた財政の健全性確保に向けた取組を積極的に進 め、市政の持続的な発展に対応できる弾力性のある財政構造を構築して いきます。

補助金等の整理合理化

補助金・負担金・委託料等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、費用対効果等を精査し、廃止、縮小、統合等の見直しを行います。

さらに、補助事業については終期の設定やPDCAサイクルにより、 見直しを行い、市民等に対し理解を求めながら、計画的に廃止・縮減し ます。

新たな市民ニーズに対応する必要性のあるものに対しては、積極的な 支援を行ってまいります。

公共工事

公共工事については、地域の実情等を勘案しながら、コスト縮減に努めます。

さらに、公共工事の実施にあたっては、透明性・公平性の確保が求められていることから、公共工事に係る入札・契約手続きとその運用については、なお一層の改善に努めます。

8 議会改革の推進

地方分権の推進、確立の時代に地方の自己決定・自己責任が問われる中、 住民を代表する議会の果たすべき役割はますます大きくなっており、議会 機能の充実、活性化が強く求められています。

そのためにも、従来に増して議会審議の充実、向上に努め、市民にわかりやすい、開かれた議会運営に取組みます。また、行政改革大綱の進捗状況や執行機関の行う行政評価の結果等重要事項について報告、説明を求めるなど、執行機関に対する監視機能を自ら高めていく取組を積極的に行います。さらに、住民の多様な意見を把握、集約し、市政に確実に反映させるための議会、議員自らの政策立案能力のさらなる強化に努めます。

推進体制等

1 計画期間

この大綱の計画期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とします。

2 推進体制

市民・議会との連携・協力

市民の理解と協力を得て行政改革を推進するため、広報誌、インターネット等を通じて市民に公表を行い、パブリックコメントの手法により、 意見の把握に努め、行政改革に反映させていきます。

また、行政改革をより実効性のあるものとするため、市議会に報告し、 必要な意見を求めます。

丸亀市行政改革推進委員会

市長の諮問機関として、行政改革に関する必要な事項について市民の立場や専門的な視点から調査・審議し、市長に提言します。

行政改革推進本部

市長を本部長とする「丸亀市行政改革推進本部」の指示のもと、全庁一丸となって行政改革を推進します。

各部プロジェクト会議

各部にプロジェクト会議を設置し、行政改革大綱及び行財政改革推進 計画に基づき、業務内容の調査・研究・検討を行い具体的な推進を図り ます。

個別課題に対応する検討委員会

庁内横断的な推進チームを結成し、行政改革大綱及び行財政改革推進 計画の個別課題の調査、研究、検討を行います。

行財政改革推進計画の策定

「丸亀市行政改革大綱」を推進し実現するための具体的な取組は、大綱に示した重点事項を基に「丸亀市行財政改革推進計画」を策定し、計画的な推進を図ります。

また、行政改革の進捗状況は、「丸亀市行政改革推進委員会」に報告し、 多面的な観点から意見、助言を受けるとともに、広報紙やインターネットを 通じ市民に公表します。

用語説明

1 パートナーシップ

パートナーシップ(協働)とは、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や 人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かし ながら、連携し協力し合うことです。

2 アカウンタビリティ(説明責任)

行政側は住民に対し、政策や施策、事務事業について、その意義や目的、必要性、 成果などを、事前・事後に説明する責任があるとされています。社会に起こるいろ いろな問題、なかでも「透明性」や「情報公開」が求められる問題について、これ ら二つの言葉と関連して使われます。

3 協働

一般的に市民、事業者、行政など各主体が対等な立場で責任を共有し、お互いに よきパートナーとして、それぞれが自らの目標達成に向けて連携するものであり、 市民の主体性がより発揮できるものです。

4 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方自治法に新たに定められた制度で、市が設置している公の施設の管理を、NPO団体やボランティア団体などを含む民間事業者に幅広く管理を委任することができるという制度です。

5 PFI (PFI)(Private Finance Initiativeの略)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力 を活用して行う手法です。

6 地方公営企業

地方公共団体の経営する公益的な事業です。特に地方公営企業法が適用される水道・下水道事業等をいいます。

7 財政的援助団体

この大綱の中では、財政的援助団体とは、第三セクターや本市の援助団体を総称して呼びます。第三セクターは、国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体をいいます。公企業を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶことから第三セクターといいます。

8 地方公社

地方公社とは、公社、協会、基金、株式会社等その名称のいかんにかかわらず、民 法及び商法等に基づく法人であって、一の地方公共団体が25%以上出資している法人 並びに特別法に基づく土地開発公社、地方住宅公社及び地方道路公社です。

9 NPO (NPO)(Non - Profit Organizationの略)

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。つまり、株式会社などの営利企業と違って「利益追求のためではなく、社会的な使命(ミッション)の実現を目指して活動する組織や団体」のことです。

10 総合行政ネットワーク (LGWAN) (Local Government Wide Area Network の略) 地方公共団体相互の情報のやり取りのために構築された、安全性の高い行政専用のネットワークで、中央省庁、都道府県庁、市町村役場を結んでいます。

11 住民基本台帳カード

公的個人認証の機能を搭載することができる高度なセキュリティを有するカードです。住基カードには、「氏名と発行市区町村名」あるいは「氏名、生年月日、性別、住所、本人の写真、発行市区町村名」が本人の選択により記載されます。

12 公的個人認証サービス

電子申請・届出が行われる際、申請者になりすましや申請内容の改ざんを防ぐためのセキュリティ確保の手段を全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供するサービスです。

13 PDCAサイクル

事務事業を「PLAN(計画) - DO(実施) - CHECK(評価) - ACTION (改善)」の流れの中で考え、計画の策定とその実施にとどめることなく、実施結果を成果の視点で評価し、課題を発見することで次の改善に結びつけようとする考え方です。

14 パブリックコメント

市民の声を市政に反映するため、市の政策や施策を決定する前に、その案を公表し、市民からいただいた意見を踏まえて最終的な意思決定を行うことです。